

令和元年度
議会活性化推進特別委員会
調査研究結果報告書

令和2年2月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況及び内容	3
4	調査研究結果	4
5	提 言	12
6	おわりに	14

別添資料「各条文の評価・検証結果について」	15～36
-----------------------	-------

令和2年2月19日

豊田市議会議長

杉浦弘高様

議会活性化推進特別委員会

委員長 窪谷文克

議会活性化推進特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、令和元年5月15日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、豊田市議会基本条例（以下「基本条例」という。）に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を検証し、基本条例の実効性を高め、二元代表制の一翼として議会力の更なる向上を目指して調査・研究を行い、下記のとおりその結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

(1) 令和元年5月15日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。

榎屋小百合、海老澤要造、木本文也、窪谷文克、杉本寛文、中尾俊和、

中島竜二、日當浩介、深津眞一、福岡靖純、水野博史

(2) 同日開催の委員会において、委員長に窪谷文克、副委員長に榎屋小百合を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「基本条例に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を参考に検証し、基本条例の実効性を高め、二元代表制の一翼として議会力の更なる向上を目指す」を踏まえ、具体的な調査研究事項として以下の点について調査研究した。

1 前任期中の基本条例の検証及び評価

2 諸課題の検討

本会議及び予算決算委員会等の議案質疑のあり方

3 委員会開催状況及び内容

	期 日	内 容
1	令和元年 5月15日(水)	・ 正副委員長互選
2	6月20日(木)	・ 調査研究事項について ・ 年間活動スケジュールについて
3	7月10日(水)	・ 調査研究事項について ・ 評価・検討体制について
4	8月28日(水)	・ 条例の検証について(第1章～2章部分) ・ 行政視察の候補地について
5	9月19日(木)	・ 条例の検証について 前回協議部分(第1章～第2章)について 第3章部分の検証について ・ 委員の派遣について
6	10月11日(金)	・ 行政視察後の意見交換 山口県山陽小野田市 兵庫県西脇市 兵庫県宝塚市
7	10月29日(火)	・ 条例の検証について 前回協議部分(第3章)について 第4章～5章部分の検証について
8	11月26日(火)	・ 条例の検証について 前回協議部分(第4章～第5章)について 第6章～第10章部分の検証について
9	12月19日(木)	・ 前回協議部分(第6章～第10章)について ・ 議案質疑のあり方について
10	令和2年 1月30日(木)	・ 調査研究報結果告書(案)について
11	2月13日(木)	・ 調査研究結果報告書(案)について

4 調査研究結果

具体的な調査研究事項として設定した項目の調査研究結果は以下のとおり。

(1) 前任期中の基本条例の検証及び評価

① 検証作業について

ア 作業手順について

まず、委員の所属する会派等ごとに、評価表に記載した条文に基づく具体策について実績を確認したうえで「達成」「ほぼ達成」「不十分」「未実施」の4段階評価を行うとともに、「規定の見直しの必要性」及び「今任期末の目指すべき姿」の検討を行った結果を基に、本委員会で検証を進め、委員会としての最終的な評価等を行った。

なお、評価・検証の対象とする実績は、前任期中（平成27年4月29日から平成31年4月28日）とした。

イ 今任期末の目指す姿の設定について

今回、基本条例の検証及び評価にあっては、評価を行う際の指標がなかったため評価の判断基準が曖昧となり評価・検証が困難であった。そのため、今回の作業は、評価・検証に加えて、次回検証の際の評価基準の参考として「今任期末の目指す姿の設定」を行った。

② 評価・検証結果

ア 評価・検証の結果による基本条例改正の必要性について
条例改正が必要と判断した項目（条文）はなし

イ 条文ごとの評価・検証結果
別添資料「各条文の評価・検証結果について」のとおり

(2) 諸課題の検討

検討課題：本会議及び予算決算委員会等の議案質疑のあり方

ア 本会議における議案質疑

a 現状の問題点

本会議における議案質疑は、議員だけでなく市民にもわかりやすい会議とするために、議案審査に関する常任委員会で委員外議員の発言を原則認めることにともない、平成16年6月定例会から、以下のルールを設け運用を行っている。

○本会議の議案質疑におけるルール

	内 容
内 容 制 限	質疑内容は、大局的（政策的・大綱的）なものに限定し、細部にわたる質疑は委員会で行う。
会 派 制	本会議の質疑は、各会派1名が行う。また、会派に属さない議員も議案質疑を行うことができる。

委員外質疑	委員外質疑の発言申出があったときは、委員会条例に基づき、委員会に諮り、許否を決定する。ただし、本会議に付随する常任委員会においては、委員会の審査に資する委員外発言について、原則として許可する。
-------	--

しかし、現状の議案質疑においては、大局的なものという認識が議員間で統一されていない状況が見受けられている。

b 原因

その原因としては、大局的（政策的・大綱的）というルール自体の判断基準が曖昧であることが原因であることが考えられる。

c 他市議会の状況

本市周辺の他市議会の状況調査を実施し、議論の参考とした。

	ルール等
A市	<p>○以前は、付託議案は総括質疑（時間、回数制限あり）、付託を省略する議案は議案ごとに質疑（回数制限あり）を実施していたが、平成 24 年 10 月以降は付託議案の総括質疑を凍結している。※現在、付託議案は委員会での質疑のみ</p> <p>○また、決算の認定議案はそれ以降も総括的な質疑（時間、回数制限あり）を行っていたが、平成 29 年 9 月定例会以降、凍結している。</p> <p>○現在行っている本会議の質疑では内容に関するルールは特に設けていない。</p>
B市	<p>○明確なルールは特に設けていない。</p> <p>【実施状況】</p> <p>通告：あり（3月定例会における当初予算質疑は一般質問と合わせて行っているため、書面による通告制をとっている。実施方法は一般質問と同じ）</p> <p>発言時間：制限なし</p> <p>回数：同一議案について3回まで</p>
C市	<p>○質疑で自己の意見を述べるできないという制限はあるが、内容に関してそれ以外の制限はない。</p> <p>○質疑の回数は同一議題について3回をこえることはできない。</p>
D市	<p>○質疑の内容に関する制限は設けていないが、「所属委員会分の議案の質疑は、本会議場ですることがないよう配慮する。」という申合せ事項を設けている。</p>

E市	<p>○本会議における議案質疑を3月、9月定例会は2日間、6月、12月定例会は1日間実施している。</p> <p>○提案説明及び一般質問の後に実施。</p> <p>○本会議質疑については、以下の申合せがある。</p> <p>【申合せ事項】</p> <p>議案質疑については、委員会付託をするため、担当委員会（予算決算委員会については、担当分科会）を重視し、本会議質疑は自粛する。</p> <p>※また、本会議質疑については、一議案につき議員一人当たりの持ち時間を、答弁を含め概ね15分とする取り決めがある。なお、委員会における議案質疑については、時間の制限はない。</p> <p>ただし、本会議質疑の概ね15分の取り決めに対して、時間が短く十分審議できないのではないかという市民の声があり、また、本会議質疑より先に行われる一般質問において、質疑に係る内容を質問する議員が一部見受けられる状況もある。</p>
F市	<p>○申合せ等で特段の決めはないが、新人議員研修などで、本会議の質疑は、大局的（政策的・大綱的）な内容として、細部にわたる質疑は委員会で行うこととしている。</p> <p>○豊田市と同様に実際には細部にわたる質疑を行っている状況である。</p>
G市	<p>○申合せにおいて以下のとおり運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通告制をとっており、通告書に議案要旨を明確に記載する。明確でない場合は、議長と議員が協議し明確にする。 ・ 質疑の内容に関するルールはないが、原則として、所属する委員会又は分科会で質問できる項目は、質問しない。
H市	<p>○会議規則で「発言は、すべて簡明にするもの」と規定され、質疑の回数は「3回を超えることができない」と規定されている。先例集には通告としないと記載がある。</p>
I市	<p>○議案質疑を行っているが、「大局的」といったルールはない。</p> <p>○発言通告書に従い一問一答方式で行い、同一項目について2回を超えて質疑はできない。また、自己の所属する常任委員会に付託される議案に係る質疑については行わないといった、申し合わせに基づき運用している。</p>
J市	<p>○申合せにおいて「大局的」といったルールは定めていない。</p>

K市	<p>○発言時間や質疑の回数、自己の所属する常任委員会の所管に係る事項については質問を差し控える等の申し合せはあるが、質疑の内容を「大局的」なものとするような規定は設けていない。細部にわたる質問は、委員会で同会派の議員に質問してもらうということにしてあるが、現実には細部にわたる質問もある。</p>
L市	<p>○議案質疑は、申し合わせの中で「あらかじめ通告すること」と「発言回数は2回とし、関連質疑は認めない」といった記載はあるが、内容に関する制限は設けていない。</p> <p>○本会議での質疑より委員会での審査が本筋ではあることは議員も理解しているところだが、本人や同会派の議員が出席できない委員会における質疑は、本会議での議案質疑でしか発言機会がないため、細部にわたる質問も行われている。</p>
M市	<p>○議案質疑を一般質問の後に行っている。</p> <p>○議案質疑の内容は、申し合わせにより自身が所属する委員会の所管に関する事項については、本会議場で質問をせず、委員会で行うこととなっている。</p> <p>○また、本市会議規則により、議案質疑の回数は同一議員につき、同一議題について2回までとなっている。</p> <p>○議案質疑は、開会日の翌日の午前9時30分までに通告を行う事前通告制をとっている。</p> <p>○通告書は、事務局が内容、字句等の確認を行った上で受け付け、その後事務局が総務課に届け、総務課により庁内グループウェアに掲載される。</p> <p>○議案質疑の内容は、聞き方や捉え方により異なるので、定義することは難しく、議案質疑の内容までの規定やルールなどは本市にはない。</p> <p>○通告書の受付時に質問内容が議案の範囲を超える場合や、数値、実状の認識に疑義がある場合は、事務局が議員に確認をしている。</p>
N市	<p>○本会議における議案質疑は、議会運営上の申し合わせ事項により行っている。</p> <p>○本会議における議案質疑の内容について、「大局的」といった、制限されたルールはない。</p>
O市	<p>○同一議員につき2回までと議長が議場で口述するが、質疑の内容に関する規定はない。</p> <p>○しかし、議案の付託先の委員会に所属する議員は、本会議での質疑はできるだけ控えるなどの配慮はされている。</p>

P 市	<p>○本会議での議案質疑について、議会運営の先例申合わせ事項において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一議員一議案につき3回まで。 ・関連質疑（議案審査に直接関係のない事項についての質疑）を行うことはできない。 ・自己が所属する委員会に議案審査が付託される場合は、本会議での質疑を差し控える。 <p>とのルールはあるが、設問のような「大局的」といったルールは定めていない。</p> <p>○なお、委員会中心主義としていることから、本会議での議案質疑は原則行わず、3つある所管委員会に同じ会派の議員がいない場合及び無会派議員が情報の共有ができない場合に、上記のルールで行っている。</p>
Q 市	<p>○豊田市とほぼ同様の取り扱いで議案質疑を行っている。「大局的」のルールについては以下のように申し合わせている。</p> <p>○本会議の質疑は、大局的（政策的・大綱的）な内容に限定し、細部にわたる質疑は委員会で行う。</p> <p>○議長は、質疑の内容が細部にわたるため委員会で答弁をするべきと判断したときは、本会議における答弁を中止して委員会で答弁させることができる。</p> <p>○自己の所属する委員会の所管に係る議案等の質疑は差し控えるものとする。</p>

イ 予算決算委員会及び予算決算分科会における議案質疑

a 現状の問題点

予算決算委員会と予算決算分科会におけるそれぞれの質疑の内容が同じレベルとなっている。

b 原因

予算決算委員会と予算決算分科会において、それぞれの質疑が可能な範囲（ルール）について、予算決算委員会運営要領や申合せ事項で決められていないことが原因として考えられる。

（3）行政視察による調査

■ 山口県山陽小野田市 （人口：63,623人（H30.1）、議員定数：22名）

【議会改革の取組】

1 概要

（1）議会政策討論会

市政に関する重要な政策や課題について議員全員での議論、委員会で調査・研究を行い、政策提言書を作成し、市長へ提出している。

これまでに、「学校給食共同調理場の建設について」「議員定数のあり方」「人口増加のための取組」について開催されている。

(2) 市民懇談会

市民との意見や情報を交換することを目的として、市内で活動を行う団体等を対象に特定のテーマについて担当委員会が実施している。

(3) 議会カフェ

議会報告会を改めてカフェにいるようなリラックスした雰囲気の中で市民の方に議会報告を聞いていただき、お茶を飲みながらざっくばらんに意見交換を開催している。

(4) 議会モニター制度

平成 29 年度から、市議会の活動や運営について市民から意見を聞き、反映させることを目的とした制度。定員は 10 人以内で、職務は本会議等の傍聴、ネット中継の視聴、議会報告会への参加、アンケート調査への協力、市議会との意見交換会に出席することなど。

(5) 市議会フェイスブック

広報特別委員会が運営者、議会事務局を管理者に位置づけて運用。市のフェイスブックと同様の運用方針を定めている。実際の更新は議会事務局が行っている。

2 所感

- ・市議会報告会を教室形式から車座形式に変更し、名称も議会カフェに変更することで、市民の方がリラックスした雰囲気での意見交換ができる機会となっており非常に良い取組であった。(市民が気軽に参加できる仕組みづくり)
- ・採決前の議員間討議は、議員間の自由な意見が出され議論が深まるとともに、議会の合意形成が図られる機会となっており、参考になる取組である。
- ・議会カフェ等でその場で回答できない案件についても、持ち帰って後に回答するなど、市民の声をなおざりにしない姿勢は大変評価できる。
- ・議会傍聴における記名の廃止は気軽に傍聴ができることに繋がる取組である。

■ 兵庫県西脇市 (人口：41,177 人 (H30. 1)、議員定数：16 名)

【議会改革の取組】

1 概要

(1) 議会報告会 (議会と語ろう会)

市民との意見交換を目的として、自治区単位 (80 自治会) で開催。5 月・11 月にそれぞれ 20 自治会、年間 40 自治会開催し、2 年間で全ての自治会で実施する。内容は、議会報告とワークショップ形式での意見交換の 2 部構成としている。

(2) 課題懇談会

市内で活動する市民団体と常任委員会がテーマを決めて意見交換を行う制度。団体は、公的団体に限らず任意団体も対象とし、開催について市議会側 (常任委員会) から依頼する場合と団体から依頼する場合のどちらでも可能となっている。

(3) 請願者・陳情者の意見を聴く機会の創設

議会基本条例において請願・陳情については政策提言に位置付けられ、請願については意見を聞かなければならないとしている。陳情についても必要な場合は意見を聞く機会を設けることができるとされている。現在までのところ全ての請願・陳情について意見を陳述されている。陳情の取扱いについては、令和2年7月から毎月の定例常任委員会で審査を行い、所管常任委員会で採択されたものは本会議にかけて機関意思決定を行うように変更された。

(4) 高校生版議会報告会

市内にある3つの高校を対象に主権者教育の一環として実施。地域のあり方や議会の役割の説明の後、テーマを決めて議員がファシリテーターとなりワークショップ形式で意見交換を実施。各高校とも授業の一環として実施している。

(5) 会議のインターネット中継・録画配信

会議録については、公式の会議全て（本会議・全ての委員会・議員協議会）をインターネットで公開している。インターネット中継・録画配信についても全ての会議を対象としている。

(6) 定例会反省会

毎定例会の最終日の翌々日に議会運営委員会を開催し、定例会の反省会を実施している。反省会の対象は、質問の内容や議長の運営などあらゆる内容を対象として自由討議を実施している。

2 所感

- ・議会報告会を高校生の授業の一環として実施していることは、若者の政治への関心の向上に寄与しており、非常に参考となった。
- ・議会報告会について、教室形式から対面式に変更したことで市民と議員との距離が縮まり深い話もできている。
- ・議員がファシリテーション研修を受講し、議会と語ろう会や議会報告会の際に活かしており、豊田市の議員研修で取り入れるのも良いと思う。
- ・議長の議会改革に対する思いが非常に強く、リーダーシップを発揮している。
- ・議会報告会で市民から出た意見を常任委員会で調査や効果確認を行い、報告書を作成し、市民へ周知することまでを実施するなど大変な労力がかけられている。

■ 兵庫県宝塚市（人口：234,662人（H30.1）、議員定数：26名）

【議会改革の取組】

1 概要

(1) 議会報告会

定例会ごとに開催（年4回）している。議員は、2グループに分かれ、年2回出席することが規定に定められている。教室形式で実施し、議案等の審査概要の報告と報告に対する内容や総括的な内容について質疑応答を行っている。告知方法は広報等のほか駅前街頭配布を議員が実施している。

(2) 意見交換会

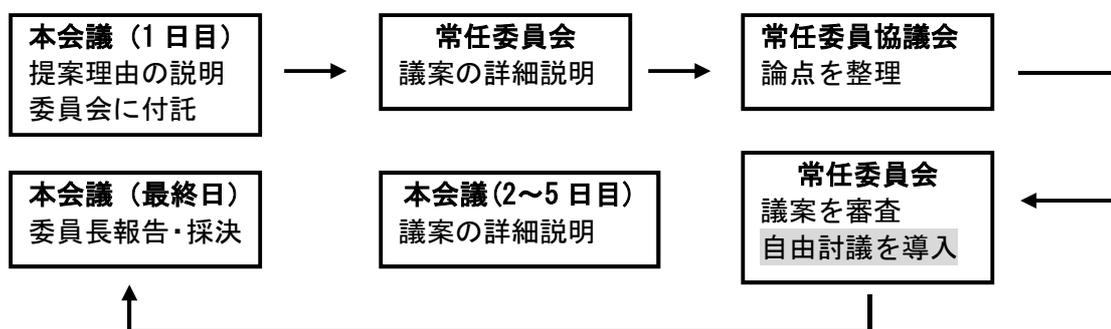
基本条例に市民との意見交換の場を設けることが規定されているため、平成26年3月から政策立案能力等の強化と政策提案の拡大を図ることを目的として

実施。年 2 回開催し、テーマは広報公聴委員会で協議し決定する。意見交換をする市民については公募などの手段により募集し、多様な意見が交換できるように配慮を行っており、市内大学と連携し、大学生との意見交換会の開催実績もある。

(3) 自由討議

平成 25 年 3 月から常任委員会の議案審査に自由討議を導入し、議員同士が意見交換し議論を深めることで合意形成に努めている。自由討議の導入に伴い、議案審査の流れの変更を行っている。(従来の議案審査は行政側への質疑が中心で、議員間で議論する仕組みはなかった)

《現在の議案審査の流れ》



2 所感

- ・意見交換会では一時保育に対応されており、子育て世代が参加しやすい環境づくりとして参考となった。
- ・意見交換会は、複数のテーマの中から市民が参加したいテーマを選べるようになっており、市民目線に立った良い取組みである。
- ・市内大学との意見交換会を実施しており、若者へのアプローチの方法として参考となった。
- ・市議会報告会の告知を議員自ら駅前配布しており、市民との連携が取れている。
- ・自由討議は、議員間で議論することでそれぞれの議員の考えを知ることができ、賛否を考える際に参考にできると感じた。

5 提言

基本条例の実効性を高め、二元代表制の一翼として議会力の更なる向上を目指した本特別委員会の設置目的を踏まえ、以下のとおり提言する。

なお、提言内容の実現に向けて、次年度以降、議会運営委員会等、然るべき場において具体的対応の検討を行われたい。

(1) 前任期中の基本条例の検証及び評価

前任期中の基本条例の検証及び評価の結果、さらなる議会活性化に向けて、今後、重点的に取り組むべきと判断した4つの項目について提言する。

①若者や子育て世代の市議会への関心向上に向けた取組について

- ・若者の市議会への関心を高めるために、市内にある高校や大学との連携を図り、主権者教育の一環として市議会報告会や意見交換会を授業に組み込んでもらうことなどを検討すべきである。
- ・本会議や市民シンポジウムに子育て世代が気軽に傍聴・参加できるよう、会場に一時保育施設等の設置を検討すべきである。

②議会の映像配信について

- ・より開かれた議会に向けて、現在のケーブルテレビ放映の対象範囲（議案質疑等）の拡大について検討すべきである。また、委員会の映像配信の必要性を検討すべきである。
- ・映像配信において、可能な範囲で手話通訳に対応すべきである。

③常任委員会の活動の充実（管内視察）について

- ・議案の審査機能の充実のため、現地視察が可能な案件については、必要に応じて現地確認（管内視察）を行ったうえで議案審査を行う仕組みを検討すべきである。

④専門的知見、参考人制度、公聴会制度の積極的活用について

- ・議案審議等においては、専門的知見を有する学識経験者等の知見を聴取し、より充実した議案審議等に繋げることが望ましい場合もあるため、実際の利用を見据えたルール等を検討しておくべきである。

(2) 諸課題の検討

本会議及び予算決算委員会等の議案質疑のあり方

ア 本会議の議案質疑

- ・議案質疑の範囲（現状：大局的（政策的・大綱的））について、さらに詳細な基準を設けるか、又は、委員会中心主義として本会議での議案質疑を凍結するなどの検討をすべきである。

イ 予算決算委員会及び予算決算分科会の議案質疑

- ・本会議の議案質疑の検討に合わせ、予算決算委員会及び予算決算分科会の

今後のあり方（方針）について検討をすべきである。

（3）その他

特別委員会の提言内容に対する執行部の対応の検証について

- ・特別委員会から執行部に対して行った提言について、執行部の対応状況を継続的に確認・評価などを行う仕組みを検討すべきである。

6 おわりに

本年度、本市議会においては、平成29年度の議会力向上特別委員会及び平成30年度の議会ICT化推進特別委員会の提言を受けて、9月定例会からタブレット端末の導入を行うことができた。もちろん、現時点ではまだ導入したばかりであり、タブレットの機能や効果を十分に発揮できているわけではないが、ICTを活用した円滑かつ効率的な議会運営のスタートを切ることができたことは議会権能のさらなる向上のための着実な一歩であると評価できる。

このように本市議会では、これまでも幾度となく議会の活性化に向けた特別委員会を設置し着実に具現化してきている。そして、今回行った基本条例の検証についても、平成28年度の議会力向上特別委員会の提言を受けて実施したものである。

今回、基本条例の評価・検証は、条文ごとに前任期中の取組実績を振り返り、具体的に整理を行った。これにより、これまでの取組の課題やこれからの目標を設定することができ、議会基本条例に立ち返る非常に良い機会となった。そのため、基本条例の評価・検証は、平成28年度の議会力向上特別委員会の提言のとおり、今後も継続的に実施していくべきであると考え。ただし、今回の評価・検証作業において、これまでの各取組をどのように評価すべきかの判断が非常に難しかったという課題も判明した。そのため、今回の評価・検証作業において、評価や課題を洗い出すだけでなく、新たな仕組みとして各取組の任期末の目指すべき姿の設定を行うこととした。これにより、次回の評価・検証の際の判断基準の参考とすることができるようになる。と考える。

今回の検証で、特に委員の関心が高かったことは、若い世代の興味をいかにして市議会に引き付けるかということであった。これは、市議会や議員の活動を知ってもらい、若いうちから政治に参加する機運の醸成を図ることは、市議会が担う重要な役割であることを委員全員が思っているからであると感じた。

また、今回は前任期中の基本条例の評価・検証以外にも、本会議及び予算決算の議案質疑のあり方について調査研究を行ったが、これは、近年、本会議の議案質疑等の内容に疑問を感じざるを得ないものもあるのが現状であり、この状況が継続することは、本市議会の資質を問われることになる恐れがあるからである。そのため、本特別委員会においては、市民に分かりやすい議会とするために、議案質疑等の仕組みについて見直しの必要性があるとの提言を行った。今後は、具体的な仕組みが構築されることを期待したい。

今回の条例の評価・検証作業等を通じて、本市議会はこれまでの取組により、一定水準以上の活性化が図られていることを改めて感じたところである。しかし、市議会を取り巻く環境は年々変化しており、今回提言した内容の具現化など、まだ取り組むべき課題があることも分かった。今後も市民のための議会活動を行うため、継続した活性化の取組を実施していくべきであり、本市に合った活性化を図るためには、我々、市議会議員が市民とのコミュニケーションや研修等を通じて、資質の向上を図ることが必要不可欠である。

(別添資料)

各条文の評価・検証結果

前文	
条文	<p>豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。</p> <p>また、議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。</p> <p>近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。</p> <p>このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。</p> <p>議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>
実績・評価等	※前文のため実績・評価等は検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

第1章（総則）	
第1条	
条文	<p>（目的）</p> <p>この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。</p>
実績・評価等	※目的の規定のため実績・評価等は検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

第2条	
条文	<p>（基本理念）</p> <p>議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p>
実績・評価等	※基本理念の規定のため実績・評価等は検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

第3条

条文

(基本方針)
 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。

(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

(3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。

(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。

実績・評価等

①議員提出による政策的な条例づくり	
実績	新規条例策定の実績なし
評価	△
確認結果	新規の議員提出条例は未実施であることから、取組としては不十分と評価する。
課題等	条例策定することを目的とするのではなく、市民にとって本当に必要なものを見極めることが必要。その結果、条例制定が必要な場合において、執行部に条例制定の必要性を追求することも成果として考えられる。
目指すべき姿	新規条例の制定及び条例改正の実施 ※議員提案に限らず、市議会からの働きかけにより執行部が制定・改正することも含む。
②議会ホームページの充実	
実績	新機能の追加（平成28年4月～） ・音声版「声の広報（一部抜粋）」を掲載 ・「代表・一般質問」動画映像をスマートフォンによる視聴に対応
評価	△
確認結果	市議会ホームページは、見直しを行ってはいるものの、アクセス数は増加せず、成果に結びついていないため、不十分と評価する。
課題等	・若年者の興味を引き付ける仕掛けが必要。 ・議員が市議会ホームページのPRを行うことが必要。
目指すべき姿	・ホームページ構成（内容）の見直し ・ホームページ以外の新たな手法の検討

③議会だよりの充実							
実績	紙面のリニューアルの実施（平成 年 月号～） ○表紙写真の拡大、QRコードの表示						
評価	△						
確認結果	紙面の見直しを行ってはいるものの、調査結果では議会だよりへの関心が低く、成果に結びついていないため、不十分と評価する。						
課題等	・他自治体の市議会も参考にしつつ、サイズを変更するなど大胆な見直しも必要ではないか。 ・学生などの若い市民の声を取り入れることも必要。						
目指すべき姿	リニューアルの実施						
④継続した議会活性化の取組							
実績	議会活性化のための特別委員会の設置						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査研究事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>・ 常任委員会・特別委員会の設置方法（設置数、期間、定数等） ・ 議員提出条例、委員会提出条例 ・ 定例会の回数・会期</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>・ 議員提出条例の検討（議決事件の拡大、市民生活に密着した政策条例、既存の条例の検証） ・ 効果的なタブレット端末導入の検討</td> </tr> </tbody> </table>	年度	調査研究事項	28	・ 常任委員会・特別委員会の設置方法（設置数、期間、定数等） ・ 議員提出条例、委員会提出条例 ・ 定例会の回数・会期	29	・ 議員提出条例の検討（議決事件の拡大、市民生活に密着した政策条例、既存の条例の検証） ・ 効果的なタブレット端末導入の検討
	年度	調査研究事項					
28	・ 常任委員会・特別委員会の設置方法（設置数、期間、定数等） ・ 議員提出条例、委員会提出条例 ・ 定例会の回数・会期						
29	・ 議員提出条例の検討（議決事件の拡大、市民生活に密着した政策条例、既存の条例の検証） ・ 効果的なタブレット端末導入の検討						
評価	○						
確認結果	議会活性化の取組については、特別委員会を設置して検証が行われ、提言に基づき改革が行われているため、ほぼ達成していると評価する。						
課題等	常に、社会情勢や取り巻く環境に注意を払い、引き続き活性化に向けた取組を継続することが必要。						
目指すべき姿	議会改革に関する取組の継続実施						
条例改正の有無	改正なし						

第2章（議員の責務及び活動原則）

第4条

条文

（議員の責務及び活動原則）
 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。
 2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。
 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。
 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

実績・評価等

①本会議での討論・委員会での意見の充実

実績	・本会議における各会派の代表者及び諸派議員の討論の実施 ・常任委員会における意見の実施
評価	○
確認結果	各会派、諸派ともに積極的に議論を行っているためほぼ達成していると評価する。
課題等	積極的な議論等がされているものの、内容や実施方法について改善の余地はあるため、今後のあり方について検討が必要。
目指すべき姿	新たなルールの策定

②議員研修の実施

実績	・平成27年度：3回実施 ・平成28年度：4回開催 ・平成29年度：3回開催 ・平成30年度：3回開催 ※上記以外にも、パソコン研修、西三河市議会議員合同研修会、尾三11市議会議員合同研修会への参加も行っている。
評価	◎
確認結果	毎年度、本市の課題解決に資する様々なテーマで開催され、議員の資質向上・知見を広げることに繋がっているため達成していると評価できる。
課題等	テーマの選定方法は検討の余地がある。
目指すべき姿	様々なテーマでの実施（現状維持）

③議会報告会の実施	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度：2 回開催 ・平成 28 年度：3 回開催 ・平成 29 年度：2 回開催 ・平成 30 年度：5 回開催（うち 1 回は市民シンポジウムとして開催） <p>※平成 28 年度の議会力向上特別委員会の提言を受け、平成 30 年度から実施方法を見直している。</p>
評価	○
確認結果	実施方法を見直したことで、様々な団体等から直接、意見を聞くことができるようになったなど、各種団体等が抱える課題を把握することに繋がっているため、ほぼ達成していると評価できる。
課題等	直接、貴重な意見を聞くことができているため、今後は、その意見をどう議会として反映していくかが課題である。また、当面は、現状の方法を継続しつつ、必要に応じて実施方法を見直すことが必要。
目指すべき姿	幅広い団体との意見交換の実施（現状維持）
条例改正の有無	改正なし

第5条

条文

(会派)

議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。

実績・評価等

①各派代表者会議の充実

実績	適宜開催
評価	○
確認結果	適切な時期に開催し、議会の諸課題等に対して各派の意見を調整する機会として十分に機能しているため、達成していると評価できる。
課題等	—
目指すべき姿	現行の運営方法の継続（現状維持）

②各派・個人による報告会の実施

実績	会派、個人による報告会の実施
評価	◎
確認結果	会派や個人により丁寧に実施しており、その際の意見などを一般質問等に反映しているなど、達成していると評価できる。
課題等	議員の活動として重要な活動であるため、積極的に実施することが必要。
目指すべき姿	全議員が年間1回以上の実施（会派での実施又は個人での実施のいずれも可）

条例改正の有無

改正なし

第3章 議会運営の原則等

第6条

<p>条文</p>	<p>(議会運営の原則) 第6条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p>																														
<p>実績・評価等</p>	<p>①一問一答方式の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>平成17年3月議会定例会から継続実施</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>一問一答方式は、市民にとっても理解しやすい。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・形式としては分かりやすいが、質問そのものを充実することが必要。 ・議案質疑も分かりやすさのための検討も必要。 </td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>継続実施</td> </tr> </table> <p>②議会運営委員会の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td> 地方自治法及び豊田市議会申合せに位置付けられた役割を適切に実施 【議長諮問による議会運営委員会の検討事項実績】 平成27年度：3件 平成28年度：0件 平成29年度：3件 平成30年度：0件 </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>適切なタイミングにおいて議会運営委員会が開催され、議会運営において役割を果たしている。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>特になし</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>継続実施</td> </tr> </table> <p>③常任委員会の活動の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>平成30年度から実施方法を見直し、常任委員会でテーマを決め、市民意見の聴取を関係団体への議会報告会兼意見交換会として実施</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>常任委員会ごとにテーマを決めて関係団体から意見聴取を行うことは直接具体的な意見を得るために効果的である。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>今後も継続するにあたり、関係団体の固定化への配慮が必要</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>現在の実施方法を継続しつつ、管内視察を充実する。</td> </tr> </table>	実績	平成17年3月議会定例会から継続実施	評価	◎	確認結果	一問一答方式は、市民にとっても理解しやすい。	課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・形式としては分かりやすいが、質問そのものを充実することが必要。 ・議案質疑も分かりやすさのための検討も必要。 	目指すべき姿	継続実施	実績	地方自治法及び豊田市議会申合せに位置付けられた役割を適切に実施 【議長諮問による議会運営委員会の検討事項実績】 平成27年度：3件 平成28年度：0件 平成29年度：3件 平成30年度：0件	評価	◎	確認結果	適切なタイミングにおいて議会運営委員会が開催され、議会運営において役割を果たしている。	課題等	特になし	目指すべき姿	継続実施	実績	平成30年度から実施方法を見直し、常任委員会でテーマを決め、市民意見の聴取を関係団体への議会報告会兼意見交換会として実施	評価	○	確認結果	常任委員会ごとにテーマを決めて関係団体から意見聴取を行うことは直接具体的な意見を得るために効果的である。	課題等	今後も継続するにあたり、関係団体の固定化への配慮が必要	目指すべき姿	現在の実施方法を継続しつつ、管内視察を充実する。
実績	平成17年3月議会定例会から継続実施																														
評価	◎																														
確認結果	一問一答方式は、市民にとっても理解しやすい。																														
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・形式としては分かりやすいが、質問そのものを充実することが必要。 ・議案質疑も分かりやすさのための検討も必要。 																														
目指すべき姿	継続実施																														
実績	地方自治法及び豊田市議会申合せに位置付けられた役割を適切に実施 【議長諮問による議会運営委員会の検討事項実績】 平成27年度：3件 平成28年度：0件 平成29年度：3件 平成30年度：0件																														
評価	◎																														
確認結果	適切なタイミングにおいて議会運営委員会が開催され、議会運営において役割を果たしている。																														
課題等	特になし																														
目指すべき姿	継続実施																														
実績	平成30年度から実施方法を見直し、常任委員会でテーマを決め、市民意見の聴取を関係団体への議会報告会兼意見交換会として実施																														
評価	○																														
確認結果	常任委員会ごとにテーマを決めて関係団体から意見聴取を行うことは直接具体的な意見を得るために効果的である。																														
課題等	今後も継続するにあたり、関係団体の固定化への配慮が必要																														
目指すべき姿	現在の実施方法を継続しつつ、管内視察を充実する。																														

	④閉会中の所管事務調査の積極的な実施	
	実績	重要案件について、閉会中においても積極的に調査を実施 平成 30 年度 : 2 件 平成 29 年度 : 1 件
	評価	○
	確認結果	閉会中においても重要案件や突発案件について、委員長の判断のもと積極的に実施されている。
	課題等	委員からのテーマ選定による実施も必要。
	目指すべき姿	委員提言によるテーマに対する調査の実施
条例改正の有無	改正なし	

第4章 議会と市長等の関係

第7条

<p>条文</p>	<p>(議会の説明責任) 第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。</p>																			
<p>実績・評価等</p>	<p>①議会報告会の実施 ※第4条で検証済みのため省略</p> <p>②市民シンポジウムの実施</p> <table border="1" data-bbox="384 607 1437 1070"> <tr> <td data-bbox="384 607 639 1070" rowspan="5"> <p>実績</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="639 607 1437 651"> <p>【開催実績】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 651 751 696"> <p>年度</p> </td> <td data-bbox="751 651 1262 696"> <p>テーマ</p> </td> <td data-bbox="1262 651 1437 696"> <p>参加者数</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 696 751 741"> <p>27</p> </td> <td data-bbox="751 696 1262 741"> <p>「『絆』 ～今、私たちにできること～」</p> </td> <td data-bbox="1262 696 1437 741"> <p>202人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 741 751 846"> <p>28</p> </td> <td data-bbox="751 741 1262 846"> <p>「『知ろう、愛そう、盛り上げよう！ 2019ラグビーワールドカップ』」</p> </td> <td data-bbox="1262 741 1437 846"> <p>195人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 846 751 952"> <p>29</p> </td> <td data-bbox="751 846 1262 952"> <p>「『南海トラフ巨大地震に備える～未来のために、今はじめよう～』」</p> </td> <td data-bbox="1262 846 1437 952"> <p>190人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 952 751 1070"> <p>30</p> </td> <td data-bbox="751 952 1262 1070"> <p>「豊田市ですずっと暮らしつづけるために」</p> </td> <td data-bbox="1262 952 1437 1070"> <p>419人</p> </td> </tr> </table> <p>評価 ○</p> <p>確認結果 シンポジウム参加者のアンケート結果の評価は概ね好評であることから内容などは良いと判断できる。</p> <p>課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の取り込みが必要。 ・どの世代をターゲットにするかは、テーマ選定が重要となる。 ・新たな取組として大学や高校に市議会が行くことなど、実施方法の再検討も必要。 ・市議会が実施していることを参加者に周知することが必要。 (参加者は市議会か執行部かどちらが実施しているかわからない) <p>目指すべき姿 大学生や高校生を対象としたシンポジウムの開催</p>	<p>実績</p>	<p>【開催実績】</p>			<p>年度</p>	<p>テーマ</p>	<p>参加者数</p>	<p>27</p>	<p>「『絆』 ～今、私たちにできること～」</p>	<p>202人</p>	<p>28</p>	<p>「『知ろう、愛そう、盛り上げよう！ 2019ラグビーワールドカップ』」</p>	<p>195人</p>	<p>29</p>	<p>「『南海トラフ巨大地震に備える～未来のために、今はじめよう～』」</p>	<p>190人</p>	<p>30</p>	<p>「豊田市ですずっと暮らしつづけるために」</p>	<p>419人</p>
<p>実績</p>	<p>【開催実績】</p>																			
	<p>年度</p>		<p>テーマ</p>	<p>参加者数</p>																
	<p>27</p>		<p>「『絆』 ～今、私たちにできること～」</p>	<p>202人</p>																
	<p>28</p>		<p>「『知ろう、愛そう、盛り上げよう！ 2019ラグビーワールドカップ』」</p>	<p>195人</p>																
	<p>29</p>	<p>「『南海トラフ巨大地震に備える～未来のために、今はじめよう～』」</p>	<p>190人</p>																	
<p>30</p>	<p>「豊田市ですずっと暮らしつづけるために」</p>	<p>419人</p>																		
<p>条例改正の有無</p>	<p>改正なし</p>																			

第4章 議会と市長等の関係

第8条

<p>条文</p>	<p>(市長等との関係) 第8条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。</p>										
<p>実績・評価等</p>	<p>①様々な手段による監視・評価の実施</p> <table border="1" data-bbox="384 613 1455 1729"> <tr> <td data-bbox="384 613 639 1467"> <p>実績</p> </td> <td data-bbox="639 613 1455 1467"> <p>以下の様々な手段により監視・評価を実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の議案審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 予算及び決算に関する審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 一定額以上の契約に対する議決 ・ 代表質問、一般質問 ・ 本会議及び常任委員会における討論 ・ 議決すべき事件に関する条例に基づく主要基本計画及び団体提携等の議決及び他の地方公共団体との連携の議決 ・ 年度当初における重点取組項目の説明 ・ 各定例会における審議会、重要計画の審議経過の報告 ・ 事件、事故が発生した際の所管事務調査の実施 ・ 監査委員からの報告 ・ 例月現金出納検査 ・ 市が出資している団体（協会・公社等）の経営状況の報告 ・ 一定の役職に対する選任同意権の行使 ・ 主要施設新築・改築の事前視察の実施 ・ 執行部からの情報提供（報道機関への発表案件等、各種情報） ・ 執行部からの報告（事件、事故等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1467 639 1514"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="639 1467 1455 1514"> <p>◎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1514 639 1599"> <p>確認結果</p> </td> <td data-bbox="639 1514 1455 1599"> <p>本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1599 639 1684"> <p>課題等</p> </td> <td data-bbox="639 1599 1455 1684"> <p>現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1684 639 1729"> <p>目指すべき姿</p> </td> <td data-bbox="639 1684 1455 1729"> <p>継続実施</p> </td> </tr> </table> <p>②議員提出による政策的な条例づくり ※第3条で検証済みのため省略</p>	<p>実績</p>	<p>以下の様々な手段により監視・評価を実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の議案審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 予算及び決算に関する審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 一定額以上の契約に対する議決 ・ 代表質問、一般質問 ・ 本会議及び常任委員会における討論 ・ 議決すべき事件に関する条例に基づく主要基本計画及び団体提携等の議決及び他の地方公共団体との連携の議決 ・ 年度当初における重点取組項目の説明 ・ 各定例会における審議会、重要計画の審議経過の報告 ・ 事件、事故が発生した際の所管事務調査の実施 ・ 監査委員からの報告 ・ 例月現金出納検査 ・ 市が出資している団体（協会・公社等）の経営状況の報告 ・ 一定の役職に対する選任同意権の行使 ・ 主要施設新築・改築の事前視察の実施 ・ 執行部からの情報提供（報道機関への発表案件等、各種情報） ・ 執行部からの報告（事件、事故等） 	<p>評価</p>	<p>◎</p>	<p>確認結果</p>	<p>本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。</p>	<p>課題等</p>	<p>現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。</p>	<p>目指すべき姿</p>	<p>継続実施</p>
<p>実績</p>	<p>以下の様々な手段により監視・評価を実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の議案審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 予算及び決算に関する審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査） ・ 一定額以上の契約に対する議決 ・ 代表質問、一般質問 ・ 本会議及び常任委員会における討論 ・ 議決すべき事件に関する条例に基づく主要基本計画及び団体提携等の議決及び他の地方公共団体との連携の議決 ・ 年度当初における重点取組項目の説明 ・ 各定例会における審議会、重要計画の審議経過の報告 ・ 事件、事故が発生した際の所管事務調査の実施 ・ 監査委員からの報告 ・ 例月現金出納検査 ・ 市が出資している団体（協会・公社等）の経営状況の報告 ・ 一定の役職に対する選任同意権の行使 ・ 主要施設新築・改築の事前視察の実施 ・ 執行部からの情報提供（報道機関への発表案件等、各種情報） ・ 執行部からの報告（事件、事故等） 										
<p>評価</p>	<p>◎</p>										
<p>確認結果</p>	<p>本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。</p>										
<p>課題等</p>	<p>現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。</p>										
<p>目指すべき姿</p>	<p>継続実施</p>										
<p>条例改正の有無</p>	<p>改正なし</p>										

第9条											
条文	<p>(確認の機会の付与)</p> <p>第9条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその職員に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。</p>										
実績・評価等	<p>①確認の機会の付与</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td> <p>確認の機会の付与があることにより、論点が明確になり適正な審議を実施</p> <p>【確認機会の実績】(一般質問のみ)</p> <p>平成27年度：0件</p> <p>平成28年度：1件</p> <p>平成29年度：0件</p> <p>平成30年度：0件</p> </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>結果的に実績は少ないが、確認の機会が制度化されており、必要に応じて実施されている。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>継続実施</td> </tr> </table>	実績	<p>確認の機会の付与があることにより、論点が明確になり適正な審議を実施</p> <p>【確認機会の実績】(一般質問のみ)</p> <p>平成27年度：0件</p> <p>平成28年度：1件</p> <p>平成29年度：0件</p> <p>平成30年度：0件</p>	評価	◎	確認結果	結果的に実績は少ないが、確認の機会が制度化されており、必要に応じて実施されている。	課題等	特になし。	目指すべき姿	継続実施
	実績	<p>確認の機会の付与があることにより、論点が明確になり適正な審議を実施</p> <p>【確認機会の実績】(一般質問のみ)</p> <p>平成27年度：0件</p> <p>平成28年度：1件</p> <p>平成29年度：0件</p> <p>平成30年度：0件</p>									
	評価	◎									
	確認結果	結果的に実績は少ないが、確認の機会が制度化されており、必要に応じて実施されている。									
	課題等	特になし。									
	目指すべき姿	継続実施									
条例改正の有無	改正なし										

第10条		
条文	(政策等の形成過程の説明要求) 第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。	
実績・評価等	①基本的計画の議会への説明	
	実績	豊田市基本構想を実現するために策定される、重要性があり計画期間が相当年数ある計画の報告を執行部に求めている。 【報告件数実績】 平成27年度：5件（豊田市災害対策推進計画ほか） 平成28年度：6件（第10次豊田市交通安全計画ほか） 平成29年度：17件（豊田市緑の基本計画ほか） 平成30年度：5件（(仮)立地適正化計画ほか） ※議決が必要な以下の6計画は除く ①豊田市総合計画（基本構想）、②豊田市都市計画マスタープラン、③健康づくり豊田21計画、④豊田市教育行政計画、⑤豊田市環境基本計画、⑥豊田市子ども総合計画
	評価	◎
	確認結果	議会として執行部に説明を求め、執行部からの説明を受けており機能を果たしている。
	課題等	・稀に説明が後手に回るケースがあるため執行部に対してタイムリーな説明の提供を依頼する。 ・基本的な計画に対する議決の時期の検討。（3月議会において計画に基づき翌年度当初予算の審議を行うため12月が望ましい）
目指すべき姿	継続実施	
条例改正の有無	改正なし	

第11条											
条文	<p>(監視及び評価)</p> <p>第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>										
実績・評価等	<p>①監視及び評価項目の洗い出し</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>第8条と同様</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>継続実施</td> </tr> </table>	実績	第8条と同様	評価	◎	確認結果	本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。	課題等	現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。	目指すべき姿	継続実施
実績	第8条と同様										
評価	◎										
確認結果	本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。										
課題等	現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。										
目指すべき姿	継続実施										
条例改正の有無	改正なし										

第5章 議会機能の強化	
第12条	
条文	<p>(議会機能の強化)</p> <p>第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p>
実績・評価等	<p>①議員研修の実施</p> <p>※第4条で検証済みのため省略。</p>
条例改正の有無	改正なし

第13条											
条文	<p>(審査・調査活動等)</p> <p>第13条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>										
実績・評価等	<p>①調査権の行使</p> <p>※第6条で検証済み（閉会中の所管事務調査）のため省略</p> <p>②専門的知見の活用</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td>前任期中においては、専門的知見を活用する必要がなかったと判断する。</td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>・どのような場合に専門的知見を活用するのかの基準がなく、不明確であるため、ルール化の必要がある。</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>運用基準（ルール）の作成</td> </tr> </table>	実績	実績なし	評価	○	確認結果	前任期中においては、専門的知見を活用する必要がなかったと判断する。	課題等	・どのような場合に専門的知見を活用するのかの基準がなく、不明確であるため、ルール化の必要がある。	目指すべき姿	運用基準（ルール）の作成
	実績	実績なし									
	評価	○									
	確認結果	前任期中においては、専門的知見を活用する必要がなかったと判断する。									
	課題等	・どのような場合に専門的知見を活用するのかの基準がなく、不明確であるため、ルール化の必要がある。									
目指すべき姿	運用基準（ルール）の作成										
条例改正の有無	改正なし										

第14条											
条文	<p>(政務活動費)</p> <p>第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。</p> <p>2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p> <p>3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>										
実績・評価等	<p>①使途基準及び額の検証</p> <p>②適正な支出の確認</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td> <p>【額の検証】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の答申に基づき検証を実施(2年に1回)</p> <p>【使途基準】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の額の答申に伴い、議会において検証を実施</p> </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>確認結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・額等については、報酬等審議会に諮問を行い、答申結果に基づき変更を行うなど適正に決定がされている。 ・使途基準及び適正な支出についても、各会派等による十分な確認が行われている。 </td> </tr> <tr> <td>課題等</td> <td>今後の議員活動は多岐にわたるため、使途基準については見直す余地がある。</td> </tr> <tr> <td>目指すべき姿</td> <td>継続実施(適正な管理)</td> </tr> </table>	実績	<p>【額の検証】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の答申に基づき検証を実施(2年に1回)</p> <p>【使途基準】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の額の答申に伴い、議会において検証を実施</p>	評価	○	確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・額等については、報酬等審議会に諮問を行い、答申結果に基づき変更を行うなど適正に決定がされている。 ・使途基準及び適正な支出についても、各会派等による十分な確認が行われている。 	課題等	今後の議員活動は多岐にわたるため、使途基準については見直す余地がある。	目指すべき姿	継続実施(適正な管理)
	実績	<p>【額の検証】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の答申に基づき検証を実施(2年に1回)</p> <p>【使途基準】</p> <p>議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会の額の答申に伴い、議会において検証を実施</p>									
	評価	○									
	確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・額等については、報酬等審議会に諮問を行い、答申結果に基づき変更を行うなど適正に決定がされている。 ・使途基準及び適正な支出についても、各会派等による十分な確認が行われている。 									
課題等	今後の議員活動は多岐にわたるため、使途基準については見直す余地がある。										
目指すべき姿	継続実施(適正な管理)										
条例改正の有無	改正なし										

第6章 市民と議会の関係

第15条

条文	<p>(市民の議会活動への参画の確保)</p> <p>第15条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用にも努めるものとする。</p>																				
実績・評価等	<p>①議会報告会の実施 ※第4条で検証済みのため省略)</p> <p>②市民シンポジウムの実施 ※第7条で検証済みのため省略)</p> <p>③市民意識調査の実施</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td>平成28年度：第3回議会に関する市民意識調査を実施。 ※任期のうち2年目に実施している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認結果</td> <td>市民の議会に対する意識を把握することに役立っている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題等</td> <td>・調査結果を議会運営や議会の活性化に繋げることが必要。 ・社会情勢を踏まえた設問の見直しや追加の検討も必要。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目指すべき姿</td> <td>継続実施</td> </tr> </table> <p>④参考人の招致、⑤公聴会の実施</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認結果</td> <td>これまでには、制度を活用する案件がなかったが制度活用のための手続きは構築されている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題等</td> <td>どのような案件の場合に活用するのかが明確でないため、指針のようなものの検討が必要。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目指すべき姿</td> <td>・制度の活用（真に必要なケースが生じた場合） ・指針の検討</td> </tr> </table>	実績	平成28年度：第3回議会に関する市民意識調査を実施。 ※任期のうち2年目に実施している。	評価	◎	確認結果	市民の議会に対する意識を把握することに役立っている	課題等	・調査結果を議会運営や議会の活性化に繋げることが必要。 ・社会情勢を踏まえた設問の見直しや追加の検討も必要。	目指すべき姿	継続実施	実績	実績なし	評価	○	確認結果	これまでには、制度を活用する案件がなかったが制度活用のための手続きは構築されている。	課題等	どのような案件の場合に活用するのかが明確でないため、指針のようなものの検討が必要。	目指すべき姿	・制度の活用（真に必要なケースが生じた場合） ・指針の検討
実績	平成28年度：第3回議会に関する市民意識調査を実施。 ※任期のうち2年目に実施している。																				
評価	◎																				
確認結果	市民の議会に対する意識を把握することに役立っている																				
課題等	・調査結果を議会運営や議会の活性化に繋げることが必要。 ・社会情勢を踏まえた設問の見直しや追加の検討も必要。																				
目指すべき姿	継続実施																				
実績	実績なし																				
評価	○																				
確認結果	これまでには、制度を活用する案件がなかったが制度活用のための手続きは構築されている。																				
課題等	どのような案件の場合に活用するのかが明確でないため、指針のようなものの検討が必要。																				
目指すべき姿	・制度の活用（真に必要なケースが生じた場合） ・指針の検討																				
条例改正の有無	改正なし																				

第16条		
条文	(広報広聴機能の充実) 第16条 議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。	
実績・評価等	①議会ホームページの充実 ※第3条で検証済みのため省略	
	②議会だよりの充実 ※第3条で検証済みのため省略	
	③市民意識調査の実施 ※第15条で検証済みのため省略	
	④その他の媒体の検討	
	実績	平成28年度の議会力向上特別委員会において、広報広聴機能の充実について検討 【H28年度提言】 SNSは現段階では必要としないが、情報発信手段の一つとして、状況の変化に応じて検討すべき
	評価	○
確認結果	前任期中に必要性の検討を行っていることは評価できる。	
課題等	社会情勢の変化により新たな媒体を活用しての議会PR等は検討する必要がある。ただし、使い方によってはマイナスになる恐れもあるため、検討にあたっては慎重に進める。	
目指すべき姿	新たな媒体の検討	
条例改正の有無	改正なし	

第17条		
条文	(委員会等の公開) 第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。	
実績・評価等	①委員会会議録の公開	
	実績	議会ホームページにおいて会議録を公開 ※議案を審議する委員会は全文筆記、その他の委員会は要点筆記
	評価	◎
	確認結果	しっかり公開がされている。
	課題等	特になし。
	目指すべき姿	継続実施
	②委員会等の映像配信	
	実績	配信実績なし ※委員会の映像配信は庁内のみ実施
	評価	△
	確認結果	映像配信は行っていない。
	課題等	開かれた議会のために、現在の放映内容（一般質問・代表質問）以外の放映について検討が必要。
	目指すべき姿	委員会等の映像配信
条例改正の有無	改正なし	

第18条		
条文	(議会活動に関する資料の公開) 第18条 議会は、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。	
実績・評価等	①会議録等議会活動資料の公開	
	実績	【議会会議録】 議会ホームページ、議会図書室、南庁舎1階の市議会コーナーにおいて公開 【調査研究事項】 市議会コーナーにおいて各委員会の視察報告書や特別委員会の調査研究結果報告書を公開
	評価	◎
	確認結果	しっかり公開がされている。
	課題等	特になし。
	目指すべき姿	継続実施
条例改正の有無	改正なし	

第7章 議員の政治倫理		
第19条		
条文	第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	
実績・評価等	①豊田市議会議員政治倫理条例の順守	
	実績	各議員による豊田市議会議員政治倫理条例の順守
	評価	◎
	確認結果	各議員が自覚を持って行動していた。
	課題等	社会情勢の変化に伴い、改選期ごとの倫理に関わる研修も必要。
	目指すべき姿	・ 倫理条例に基づく各議員の行動の検証 ・ 政治倫理に関する研修の開催
条例改正の有無	改正なし	

第8章 事務局機能の強化

第20条

条文	第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。	
実績・評価等	実績	<p>【事務局職員数】</p> <p>平成27年度：23人（正規：16人、特任：7人） 平成28年度：22人（正規：16人、特任：6人） 平成29年度：22人（正規：16人、特任：6人） 平成30年度：22人（正規：16人、特任：6人）</p> <p>【法制執務経験者の配置】</p> <p>平成27年度～平成30年度の間は配置なし</p>
	評価	△
	確認結果	法務課経験者の配置は行われていない。
	課題等	法務課経験職員の配置も必要であるが、各議員が条例改正や新規条例の必要性を考えて提案できるように意識を高めていく必要がある。
	目指すべき姿	法務課経験者の配置
条例改正の有無	改正なし	

第9章 最高規範性

第21条

条文	第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	
実績・評価等	※理念的規定のため検証の対象外とする。	
条例改正の有無	改正なし	

第10章 補則
第22条

<p>条文</p>	<p>(条例の見直し) 第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>											
<p>実績・評価等</p>	<p>①条例の評価・検証の実施</p> <table border="1" data-bbox="384 521 1453 837"> <tr> <td data-bbox="384 521 639 618"> <p>実績</p> </td> <td data-bbox="639 521 1453 618"> <p>平成28年度の議会力向上特別委員会において、議会基本条例の検証を議員任期4年のうち1回は実施することを提言。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 618 639 663"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="639 618 1453 663"> <p>○</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 663 639 748"> <p>確認結果</p> </td> <td data-bbox="639 663 1453 748"> <p>平成28年度の特別委員会における提言があったものの、評価検証の実施はされていない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 748 639 792"> <p>課題等</p> </td> <td data-bbox="639 748 1453 792"> <p>検証の時期の検討が必要。(今回は任期1年目に前任期を評価)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 792 639 837"> <p>目指すべき姿</p> </td> <td data-bbox="639 792 1453 837"> <p>任期ごとの検証の実施(今任期は今回で完了)</p> </td> </tr> </table>		<p>実績</p>	<p>平成28年度の議会力向上特別委員会において、議会基本条例の検証を議員任期4年のうち1回は実施することを提言。</p>	<p>評価</p>	<p>○</p>	<p>確認結果</p>	<p>平成28年度の特別委員会における提言があったものの、評価検証の実施はされていない。</p>	<p>課題等</p>	<p>検証の時期の検討が必要。(今回は任期1年目に前任期を評価)</p>	<p>目指すべき姿</p>	<p>任期ごとの検証の実施(今任期は今回で完了)</p>
<p>実績</p>	<p>平成28年度の議会力向上特別委員会において、議会基本条例の検証を議員任期4年のうち1回は実施することを提言。</p>											
<p>評価</p>	<p>○</p>											
<p>確認結果</p>	<p>平成28年度の特別委員会における提言があったものの、評価検証の実施はされていない。</p>											
<p>課題等</p>	<p>検証の時期の検討が必要。(今回は任期1年目に前任期を評価)</p>											
<p>目指すべき姿</p>	<p>任期ごとの検証の実施(今任期は今回で完了)</p>											
<p>条例改正の有無</p>	<p>改正なし</p>											